

「青森県こども読書活動推進計画（第五次）」（案）に関するパブリック・コメントの結果について

1 実施期間等

令和6年11月22日～12月21日（30日間）

2 提出者数（総件数）

1者（1件）

3 区分別件数

（1）計画全般	0件
（2）第1章 計画策定について	0件
（3）第2章 本県における取組と課題	1件
（4）第3章 基本方針	0件
（5）第4章 こどもの読書活動の推進方策	0件
（6）第5章 計画の評価	0件
（7）その他	0件

4 処理区分（あおり県民政策提案実施要綱）

（1）文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	1件
（2）記述済み・・・既に記述済みであるもの。	0件
（3）実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
（4）反映困難・・・反映が困難なもの。	0件
（5）その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	0件

「青森県子ども読書活動推進計画(第五次)」(案)に寄せられた意見とそれに対する県教育委員会の考え方

区分	番号	意見	処理区分	意見に対する県教育委員会の考え方
第2章 本県における取組と課題	1	<p>p.7 (2)取組と評価「① こどもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進」に関連して</p> <p>「[指針1-3] 市町村におけるこどもの読書活動の推進が計画的に進められているか。」の状況を確認すると、令和6年度の目標値 100%に対して、「策定作業中」、「策定予定なし」と回答している町村が8町村あり、そのうち「策定予定なし」は5町村ある。こうした自治体は、これまで呼び掛けているにもかかわらず、今後も様々な事情から、「策定予定なし」との回答が続くことが予想される。</p> <p>働きかけたにもかかわらず、策定に向けた動きがない自治体の理由を把握・公開した上で、その事情を解決する方策を具体的に提示すべきではないか。そのため、策定や改定の現状値を把握するだけでなく、なぜ未策定なのか、未改定なのかを各自治体に確認し、その結果を公表すべきと考える。そうしないと、計画内容の進捗状況の根本に関する分析はできないのではないか。</p> <p>以上を踏まえ、「市町村におけるこどもの読書活動推進計画の策定率は年々上昇していますが、未策定及び未改定の町村に対して、計画策定に向けた支援を引き続き進めていく必要があります。」という漠然とした表現ではなく、「未策定及び未改定の自治体に対して、策定及び改定できない事情を確認し、策定及び改定を阻害する要因を取り除くための支援を行う」など、より具体的な表現に改めるべきである。目標値はあくまで目安であり、市町村に対し、その達成を義務付けるものではないというものの、現状の表現のままでは、進展は見込めないため、一步踏み込んだ表現に変更することを提案する。</p> <p>なお、これは[指針1-3]に限らず、[指針1-1]のブックスタート事業など他の指針についても同様に、達成できていない自治体に関して、その理由を把握し、どのような条件が整えば達成できるのか、各自治体の状況を把握・公開することが県としては求められるものと考え。少なくとも、第五次案を見る限り、達成率の変遷は確認できるものの、その分析結果(そもそも達成できていない理由も含めた分析を行っているのかどうか)は明らかににはなっていないため、その点は詳らかにしてほしい。</p>	文章修正等	<p>文部科学省(以下「国」という。)が定める「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項では、市町村は、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。</p> <p>また、県教育委員会では、市町村の子ども読書活動推進計画の策定率について、国の調査結果を本県の子ども読書活動推進計画に引用しているところです。この調査で、「策定の予定はない」と回答したのは5村あり、その理由を人材不足・各学校に一任・公共図書館が未設置のいずれかとしており、5頁にある[指針1-3]の枠外の文章を以下のとおり修正することとしました。ご意見については、国において市町村毎に個別の公表をしていないことから、県教育委員会においても国と同様に対応します。</p> <p>【修正前】 令和6年度の目標値 100%に対して、「策定作業中」、「策定予定なし」と回答している町村が8町村あるなど、取組に差が見られます。</p> <p>【修正後】 令和6年度の目標値 100%に対して、3町村が「策定作業中」と回答し、5村が人材不足・各学校に一任・公共図書館が未設置のいずれかの理由で「策定予定なし」と回答しており、取組に差が見られます。</p> <p>とし、御意見のあった7頁の記述は、修正しないこととしました。</p> <p>なお、県教育委員会では、現在、子ども読書活動推進計画の未策定または未改定の町村に対して、それぞれの実情に応じて個別に情報提供や意見交換を行い、計画策定が進むように働きかけをしており、その結果、令和6年度新たに子ども読書活動推進計画を策定した町村もあることから、引き続き情報提供等を行いながら働きかけを進めていくこととしています。</p> <p>また、[指針1-3]以外の指針については、現状値は把握しているものの、未実施等の理由については把握していないところです。いずれの指針においても、各市町村が実情を踏まえて取り組むところが大きいことから、県教育委員会としては、これまで同様、情報提供や意見交換を行いながら、こどもの読書活動推進に係る啓発・支援に努めていきます。</p>